

## 開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、2番 青木一巳 委員と、3番 畑中安生 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

### 議案第1号

#### 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。  
「議案第1号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

#### ■通り番1

通り番1について説明します。

申請地は、東九州自動車道の残地で、譲渡人の■■■■さんは現在は上毛町にお住まいで、耕作管理ができないということで、■■■■さんに売買するということです。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長	<p>議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんですが、高齢により耕作管理ができないということで、■■■■さんに売買するものです。なお、■■さんのお子様さんが、申請地の横に家を建てている最中で、今後、一緒に管理していくということです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について、説明します。</p> <p>申請地は現在、譲受人の■■■■さんが借り受けて耕作管理しているところですが、譲渡人の■■■■さんは市内にお住まいですが、申請地から距離があり、日常的な管理が難しいということで、耕作者の■■さんへ売買するというものです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>

5番委員	<p>1点、質問です。</p> <p>申請地のうち1筆が登記地目が畑となっていますが、現況は田となっています。この表記は正しいですか。</p>
事務局	<p>現況は、固定資産税課税台帳での評価を記載しています。地目が違っていても、隣接する農地と一体的に管理している場合に、このような評価となることがしばしばあるようです。</p> <p>したがって、この表記は正しいものです。</p>
5番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし</p>
議長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第1号については、全て原案通り可決いたします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>議案第2号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について</b></p>
議長	<p>続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。</p> <p>「議案第2号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」</p>

議 長	<p>議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
3番委員	<p>■通り番1</p> <p>通り番1について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんの農地を■■■■さんが譲り受けて、一般個人住宅を建てるというものです。</p> <p>申請地は、梶屋の朝日新聞販売書の交差点を西に向かい、森久方面に行く途中にあります。最近、堀立に抜ける道が新設されました、その入り口です。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について説明します。</p> <p>■■■■さんが所有者となっている農地を自身が代表取締役を務める会社へ売買し、貸駐車場として利用するというものです。</p> <p>申請地は、以前、■■■■がありましたところのその前が、既に分譲地となっておりますが、その区画の一番奥です。</p> <p>申請地は用途区域内であり、関係書類も揃っており、その他の問題も特にありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>

議 長	無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 2 号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。
<p><b>議案第 3 号</b></p> <p><b>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）</b></p>	
議 長	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権設定）について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 3 号については、原案通り承認することといたします。

**議案第4号**

**農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について**

議長

議案第4号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。  
いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので、議案第4号の業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について、原案通り承認してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。

**議案第5号**

**空き家に付随した農地の指定について**

議長

議案第5号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。  
いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので、議案第5号の空き家に付随した農地の指定について、原案通り承認してよろしいですか。

全員

異議なし

議 長

異議なしとのことですので、議案第5号については、原案通り承認することといたします。

閉 会 の 宣 言

10時20分閉会を宣言する。